

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

### 静岡県教育委員会規則第6号

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則（平成14年静岡県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の2第2項の規定により、市町の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。</u>）並びに講師（<u>再任用職員及び非常勤講師を除く。</u>）に限る。）で法第47条の2第1項各号のいずれにも該当するもの（地公法第28条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用すること（以下「免職採用」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の2第2項の規定により、市町の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭並びに講師（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。</u>）に限る。）で法第47条の2第1項各号のいずれにも該当するもの（地公法第28条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用すること（以下「免職採用」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する第1条の規定の適用については、同条中「養護助教諭」とあるのは「養護助教諭（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者（以下「暫定再任用職員」という。）を除く。）」と、「講師（地方公務員法）」とあるのは「講師（暫定再任用職員及び地方公務員法）」とする。